

田万川漁業協同組合内共第17号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、田万川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、ます、及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規 模
かに	籠	統数の範囲は、1口5ヶ以内（但し最大2口までとする）

2 田万川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ（竿釣）	6月1日から11月30日まで
あゆ（投網）	8月1日から11月30日まで
ます（竿釣）	3月1日から8月31日まで
うなぎ（手釣・竿釣）	1月1日から12月31日
うなぎ（籠）	5月15日から11月30日まで
かに（籠）	8月15日から11月30日まで

上記の期間内で組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示し公表するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
萩市大字上田万大角井堰（サイフォン）下流端から下流300mの区域	9月1日から10月31日まで
萩市大字下田万井出口井堰から下流同市同大字下田万旧椿橋（漁業権区域の下流端）までの区域	1月1日から10月31日まで

2 前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、網を使用した漁業を営んではならない。

区 域	期 間
萩市大字弥富下 丸山大橋下流端から下流同市大字弥富下 新井堰下流端までの区域	1月1日から12月31日まで
萩市大字鈴野川 中井堰から上流の漁業権に係る区域	同上
萩市大字上小川東分 開作橋下流端から下流同市大字上小川東分 薙刀淵下流端までの区域	1月1日から10月31日まで
萩市大字中小川細野水管橋下流端より上流同市大字上小川東分 石井出井堰下流端までの区域	同上
萩市大字中小川 炭久保橋下流端から下流同市大字下小川岡平橋下流端までの区域	同上

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
う な ぎ	全長30cm以下
か に	甲幅4cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が肢体不自由者の時は、オ欄に掲げる額の1/2に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

ア 魚 種	イ 漁具、漁法	ウ 遊漁者の区分	エ 期 間	オ 遊漁料	備 考
あ ゆ	竿釣	大 人	1 日	3,000円	
			1 年	15,000円	
	投 網	大 人	1 日	5,000円	
			1 年	15,000円	
ます類	竿釣	大 人	1 日	2,000円	
			1 年	7,000円	
うなぎ	手釣・竿釣 籠(もじを含む)	大 人	1 日	2,000円	
			1 年	7,000円	
かに	籠	大 人	1 年	20,000円	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は漁網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 田万川漁業協同組合事務所(萩市大字下小川1189番地)
- (2) マリンクラブ(益田市高津1丁目3-14)
- (3) 組合長宅(萩市大字鈴野川2053番地)
- (4) (有)有福モータース(萩市大字鈴野川2035番地4)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 魚種
- (3) 漁具・漁法
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) その他参考となるべき事項

(7) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。
田万川大角井堰下流端から下流300mに至る区域（鮎の産卵場）
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。